「松本市パートナーシップ宣誓制度」とは?



ご意見を募集します

意見募集期間:

令和2年12月15日(火)から令和3年1月22日(金)まで 締切日当日必着

Q どんな内容なの?

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合う関係であることを宣誓し、その宣誓を市が受けとめる制度です。

パートナーシップの関係にある二人の宣誓を市が受けとめることで、生きづらさや悩みが少しでも解消され、このまちで暮らし続けながら、個性や能力の発揮につながることを期待します。この制度は、松本市の要綱に基づくものですので、法律婚のような相続等の財産上の権利や税金の控除、扶養の義務等、権利や義務は発生しませんが、宣誓者に対し、市独自の行政サービス等を提供するものです。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの?

現松本市総合計画で掲げる「一人ひとりが輝き大切にされるまち」 の実現を目指すものです。

■制度を利用された方

LGBTQ(性的マイノリティ)の方が抱える、生きづらさや悩みが少しでも解消され、自分らしくこのまちで暮らし続けながら、個性や能力の発揮に期待します。

■市民の皆さま

地域や市民の皆様に、人の性は多様であることや、LGBTQ(性的マイノリティ)の方々への理解を深めていただくため、更なる啓発を推進します。

■松本のまち

性別や国籍、障害の有無等に関わらず、市民一人ひとりがかけがえ のない個人として尊重される、多様性と活力に満ちた松本のまちを目 指します。



』 多様な人々が 個性豊かなハーモニーを奏で 響きあうまち まつもと ♪